

九州地方整備局（港湾空港関係）

工事の総合評価落札方式の

評価項目と配点の考え方

【平成26年10月版】

平成26年10月

国土交通省九州地方整備局

港 湾 空 港 部

はじめに

公共工事は、調達時点で品質を確認できる物品購入とは異なり、入札で落札者となった施工者の技術力によって品質が左右されます。このため、発注者は個々の工事の内容に応じて、適切な技術力を持つ企業を施工者として選定するとともに、適切な監督・検査を実施することで、公共工事の品質を確保する必要があります。

一方、わが国の財政状況は極めて厳しい状況にあり、公共工事もより効果的・効率的な事業執行が求められています。公共事業を今後さらに効率化するには、民間の持つ技術力を積極的に活用することが重要となってきています。

このような背景の中、平成17年4月に「公共工事の品質確保の促進に関する法律」（以下、「品確法」という。）が施行されました。品確法では、公共工事の品質は、「経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約がなされることにより、確保されなければならない」と規定しており、公共工事の品質確保のための主要な取り組みとして総合評価方式の適用を掲げています。

公共工事の品質確保を図るためには、必要な技術的能力を有する者が施工を行う必要があります。発注者は競争参加者の技術的能力の審査を適切に行うとともに、品質の向上に係る技術提案を求めるなど、受注者サイドの知恵や工夫の活用にも努めます。

総合評価方式では、これらを得点化し、落札者の決定においては、価格に加えて技術提案等の優劣を総合的に評価することにより、最も評価の高い者を落札者とすることが原則となります。

「九州地方整備局(港湾空港関係)工事の総合評価落札方式の評価項目と配点の考え方」は、九州地方整備局(港湾空港関係)における総合評価落札方式適用工事を対象として、その総合評価方式の概要と評価項目の設定及び配点等についての現段階での考え方を示し、総合評価落札方式の競争性・透明性・公平性の向上を図ることを目的として作成したものです。

今後、競争参加者等のご意見を伺いながら本資料の改善を行い、よりよい総合評価方式の構築を目指してまいります。

目 次

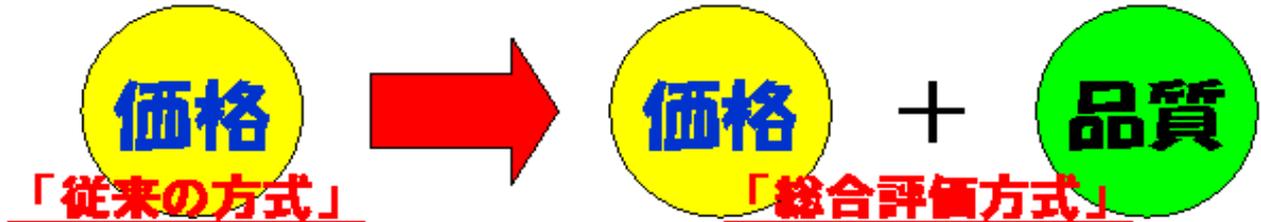
1. 総合評価方式の概要	1
1.1 総合評価方式の概要	1
1.2 九州地方整備局の入札契約方式と総合評価方式のタイプ	2
1.2.1 入札契約方式	2
1.2.2 技術提案評価型(S型)[WTO含む]	2
1.2.3 技術提案評価型(A型)	2
1.2.4 施工能力評価型(I型)	2
1.2.5 施工能力評価型(II型)	2
1.3 総合評価方式のフロー	3
1.4 九州地方整備局の総合評価方式の実施方針	3
1.5 総合評価方式のタイプ選定及び加算点満点の設定	4
1.6 総合評価方式のタイプ毎の評価項目と配点割合	4
2. 評価項目の設定及び配点	5
2.1 総合評価方式のタイプ毎の評価項目	5
2.2 技術提案評価型(S型・A型)[WTO含む]の評価項目と配点	7
2.2.1 技術提案の評価方法	8
2.2.2 企業評価等	10
2.3 施工能力評価型(I型・II型)の評価項目と配点	11
2.3.1 施工計画の評価方法	12
2.3.2 企業評価等	14
2.3.3 地域貢献等	14
2.4 加算点からの減点項目について	15
2.4.1 減点の対象	15
2.4.2 減点項目の措置内容の申請について	15
2.5 技術提案等の評価結果の通知について	16
2.5.1 技術提案評価型(S型・A型)[WTO含む]の通知について	16
2.5.2 施工能力評価型(I型)[施工計画重視型]の通知について	17
2.5.3 施工能力評価型(I型)[標準タイプ]の通知について	17
2.6 提出資料に不足があった場合の措置について	17
2.7 技術提案等又は評価項目不履行時のペナルティ	18
2.7.1 請負工事成績評定の減点	18
2.7.2 違約金の徴収	18

3. 施工体制確認型	19
3.1 施工体制確認型の適用工事	19
3.2 施工体制評価点	19
3.3 施工体制確認型の審査・評価	20
別紙-1 評価しない技術提案(オーバースペックを含む)一覧表	21
別紙-2-1 「企業の施工能力」に関する評価基準	24
別紙-2-2 「配置予定技術者の能力」に関する評価基準	27
別紙-2-3 「地域貢献等」に関する評価基準	29
参考資料1 競争参加資格確認通知書〔技術提案評価型(S型・A型)(WTO含む)〕	32
参考資料2 競争参加資格確認通知書〔施工能力評価型(施工計画重視型)〕	33
参考資料3 競争参加資格確認通知書〔施工能力評価型(標準タイプ)〕	34
参考資料4 入札時提案書〔技術提案評価型(WTO含む)〕	35
参考資料5 入札時提案書〔技術提案評価型(WTO含む)〕	36
更新履歴	37

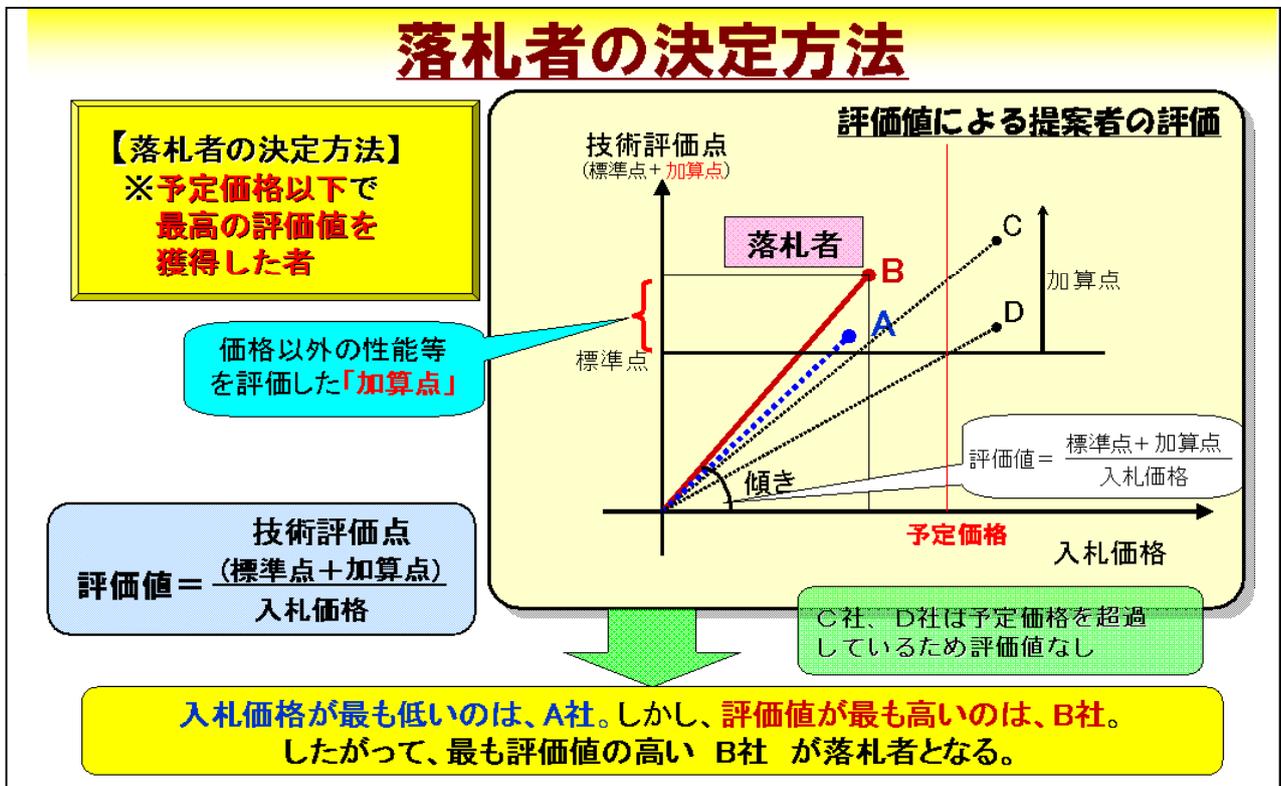
1. 総合評価方式の概要

1.1 総合評価方式の概要

「総合評価方式」は、価格と品質を数値化した「評価値」の最も高いものを落札者とすることにより、「価格」と「品質」が総合的に優れた施工者を選定する方式である。



九州地方整備局における評価値は、下図のように技術評価点(標準点+加算点)を入札価格で除することにより算出する。(除算方式)



1.2 九州地方整備局の入札契約方式と総合評価方式のタイプ

1.2.1 入札契約方式

九州地方整備局では、予定価格2.5千万円以上の全ての工事において一般競争入札を基本とする。予定価格2.5千万円未満については工事希望型競争を選定することもできるが、一般競争入札を積極的に適用するものとする。

また、原則全ての工事において施工体制確認型総合評価落札方式を適用するものとする(予定価格が1千万円未満を除く)。

		6 億円	2,500 万円	1,000 万円
入札方式	一般競争 (WTO)	拡大一般競争		工事希望型競争
				施工体制確認型

※1,000万円を超える工事は、「施工体制確認型総合評価落札方式」を適用。

1.2.2 技術提案評価型(S型)[WTO型含む]

技術提案評価型(S型)は、複数の課題あるいは、技術的な工夫の余地が大きい工事において、施工能力等(企業の施工実績、配置予定技術者の能力)と共に、特定の課題の技術提案を求めることにより、さらなる工事の品質向上を期待するものである。なお、政府調達(WTO)対象工事は、協定に基づき施工能力等を評価項目としない。

1.2.3 技術提案評価型(A型)

技術提案評価型(A型)は、高度な施工技術や特殊な施工方法等の技術提案を求めることにより、工事価格の差異に比して社会的便益が相当程度向上することを目的とし、民間企業の優れた技術力を活用することにより、公共工事の品質をより高めることを期待するものである。

1.2.4 施工能力評価型(I型)

施工能力評価型(I型)[施工計画重視型]は、技術的な工夫の余地が小さいが、比較的難易度の高い工事において施工能力等(企業の施工実績、配置予定技術者の能力)や地域貢献等と共に、施工計画(施工上の課題に対する技術的所見)について記述を求め、適切かつ確実に施工上の性能等が確保できるかを確認するものである。

また、施工能力評価型(I型)[標準型]は、施工計画(施工上の配慮事項に対する施工手順、工法等)について記述を求め、適切で確実な施工を行う能力を有しているかを確認するものである。

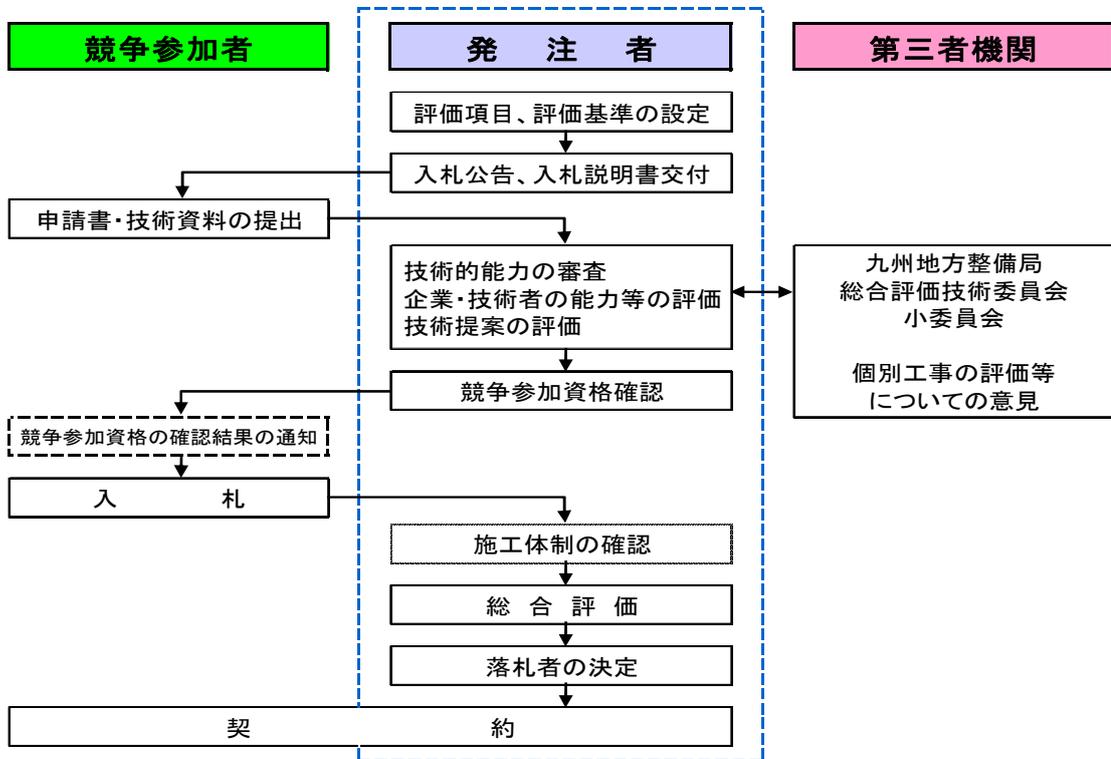
1.2.5 施工能力評価型(II型)

施工能力評価型(II型)は、技術的な工夫の余地が小さく、難易度の低い工事において施工能力等(企業の施工実績、配置予定技術者の能力)や地域貢献等の実績を求め、適切で確実な施工を行う能力を有しているかを確認するものである。

1.3 総合評価方式のフロー

総合評価方式の標準的な実施手順は下記のとおりである。

総合評価方式を適用する全工事について、競争参加者から提出された技術資料等の評価・審査結果は、第三者機関「九州地方整備局総合評価技術委員会小委員会」において意見を聞くこととしている。



1.4 九州地方整備局の総合評価方式の実施方針

総合評価方式の実施方針(H26d)

- 技術的難易度が高い工事ほど、加算点満点を高く設定する。
- 総合評価は、原則として、難易度により「施工能力評価型(Ⅱ型)」、「施工能力評価型(Ⅰ型)」、「技術提案評価型(S型)」、「技術提案評価型(A型)」を選定する。
なお、6億円以上はWTO対象工事とする。
- 予定価格が1千万円を超える全ての工事に原則として「施工体制確認型総合評価落札方式」を適用する。



「総合評価方式のタイプ選定及び加算点満点の設定」

「施工体制確認型」

- 技術提案評価型(WTO型)は60点または70点
- 技術提案評価型(S型)は50点～70点
- 技術提案評価型(A型)は70点
- 施工能力評価型(Ⅰ型)は40点
- 施工能力評価型(Ⅱ型)は40点

「施工体制確認型」以外

- 施工能力評価型(Ⅱ型)は30点

1.5 総合評価方式のタイプ選定及び加算点満点の設定

総合評価方式のタイプ選定及び加算点満点の設定は、工事規模や難易度により下記のように設定する。

総合評価方式のタイプ選定及び加算点満点の設定						
技術的難易度	I	II	III	IV	V	VI
技術提案評価型 (WTO型)	60点					70点
(億円)	6					
◆施工体制確認型	技術提案評価型 (WTO型)					
	施工能力評価 (II型) (I型)		A等級 技術提案評価型 (S型)		技術提案評価型 (S型) 又は (A型)	
	B・C等級 施工能力評価 (I型)					
技術提案評価型 (2項目以上)	60点					70点
技術提案評価型 (1項目)	60点					
施工能力評価型 (I型)	40点					
施工能力評価型 (II型)	40点					
◆施工体制確認型 以外						
施工能力評価型 (II型)	30点					

工事の技術的難易度							
事業区分	工事区分 (構造形式・工法分類)	低い ← 工事難易度 → 高い					
		I	II	III	IV	V	VI
港湾・港湾海岸	ブロック類製作工事	易	やや難	難			
	浚渫揚土工事、防波堤工事(ブロック式)、岸壁工事(杭式橋樑を除く)、地盤改良工事、捨石基礎工事、ケーソン製作工事		易	やや難	難		
	防波堤工事(ケーソン式)、岸壁工事(杭橋式)			易	やや難	難	
	沈埋トンネル工事				易	やや難	難
	養浜・覆砂	易	やや難	難			
	流路工事	易	やや難	難			
	橋梁上部工、橋梁下部工、道路共同溝(推進工法、開削工法)、電線共同溝(道路)		易	やや難	難		
	道路トンネル(シールド工法、開削工法)、道路共同溝(シールド工法)			易	やや難	難	
	道路舗装、道路付属施設、カルバート工(道路)、擁壁工(道路)、道路排水工	易	やや難	難			
	堰・水門		易	やや難	難		
空港	空港土工事、排水工事(カルバート含む)	易	やや難	難			
	空港舗装工事、地盤改良工事		易	やや難	難		

1.6 総合評価方式のタイプ毎の評価項目と配点割合

評価項目	施工能力評価型 (II型) [施工体制確認型以外]	施工能力評価型 (II型)	施工能力評価型 (I型) [標準型]	施工能力評価型 (II型) [施工計画重視型]	技術提案評価型 (S型)		技術提案評価型 (S型)	技術提案評価型 (A型)	技術提案評価型 (WTO型)	
					30	40			60	70
施工計画	—	—	—	20	—	—	—	—	—	—
技術提案	—	—	—	—	30	40	50	70	60	70
施工能力等	企業評価	12	16	16	8	10	10	10	20	—
	技術者評価	12	16	16	8	10	10	10	20	—
地域貢献等	6	8	8	4	—	—	—	—	—	—
加算点満点	30	40	40	40	50	60	70	70	60	70
備考	—	—	施工計画 (可・不可評価)	施工計画 1項目 (3提案迄)	技術提案 1項目 (3提案迄)	技術提案2～3項目 (1項目当り3提案迄) A型の場合 ・段階選抜 (企業・技術者: 40点満点) ・技術提案の良否 (70点満点)				

2. 評価項目の設定及び配点

2.1 総合評価方式のタイプ毎の評価項目

表-1に準じて、総合評価方式のタイプ【技術提案評価型(S型・A型)[WTO型含む]、施工能力評価型(I型・II型)】により、評価項目を設定する。

※ チャレンジ型総合評価落札方式

競争参加者の技術提案力をより高く評価することによって、技術力のある者が参加・競争(チャレンジ)できる環境を整えて、受注実績の少ない企業も含め、より多くの企業の参入を促しつつ、価格と技術力に最も優れた者を選び、公共工事の品質確保、向上を図ることを目的として、チャレンジ型総合評価落札方式を試行する。

チャレンジ型総合評価落札方式の試行概要

○試行対象:総合評価方式のタイプ: **施工能力評価型(I型)、技術提案評価型(S型)**

○技術提案の配点割合

・技術提案力をより高く評価するため、引き続き**技術提案の評価点割合を高める**

施工能力評価型(I型) 加算点満点 40点の場合

	技術提案	企業	技術者	地域貢献
(通常型) 【施工計画重視型】	20点	8点	8点	4
(チャレンジ型)	32点	2	2	4

技術提案評価型(S型) 加算点満点 60点の場合

	技術提案	企業	技術者
(通常型)	40点	10点	10点
(チャレンジ型)	56点	2	2

○技術提案数は、通常型の提案数と同様

- 技術提案評価型(S型)の場合:1項目あたりの提案数を3提案まで可能
- 施工能力評価型(I型)の場合:施工計画の提案数を3提案まで可能

2.2 技術提案評価型(S型・A型)[WTO型含む]の評価項目と配点

表-2に準じて、工事内容や現場状況等により評価項目を設定する。なお、政府調達対象工事「技術提案評価型(WTO型)」の評価項目は技術提案のみとする。

表-2 技術提案評価型(S型・A型)[WTO型含む]の評価項目と配点

評価の視点	評価項目	評価段階	技術提案評価型 (S型)						技術提案評価型 (A型)		技術提案評価型 (WTO型)								
			加算点 50点		加算点 50点 (チャレンジ型)		加算点 60点		加算点 70点		加算点 70点								
			作業船を使用する工事	作業船を使用しない工事	作業船を使用する工事	作業船を使用しない工事	作業船を使用する工事	作業船を使用しない工事	作業船を使用する工事	作業船を使用しない工事	加算点 60点	加算点 70点							
①技術提案 (財務省との包括協議及び標準ガイドラインによる)	工事的物の性能・機能に関する事項	10段階	難易度 III・IV 1項目設定	30.0点	難易度 III・IV 1項目設定	46.0点	難易度 IV・V 2~3項目設定	40.0点	難易度 IV・V 2~3項目設定	56.0点	難易度 VI 2~3項目設定	50.0点	難易度 VI 2~3項目設定	70.0点	難易度 V以下 2~3項目設定	60.0点	難易度 VI 2~3項目設定	70.0点	
	社会的要請に関する事項																		性能・機能
	環境の維持																		
	交通の確保																		
	特別な安全対策																		
	省資源対策又はリサイクル対策																		
総合的なコストに関する事項	ライフサイクルコスト	※2項目以上設定の場合は、重要度に応じてウエイト付けを行うことを基本とする。																	
事故及び不誠実な行為に対する評価		2段階									-7.0点 又は -3.5点								
②企業の施工能力	必須	工事実績(同種性)の評価	2段階	2.0点	3.0点							2.0点	3.0点	8.0点					
		工事実績の評価	12段階	3.0点	4.0点							3.0点	4.0点	8.0点					
		表彰(優良施工・安全施工)	5段階	1.0点	1.0点							1.0点	1.0点	4.0点					
		使用作業船の保有形態及び環境性能達成状況	5段階	2.0点								2.0点							
	オプション	施工機械等の自社保有状況	2段階																
		関連分野の技術開発の実績	3段階	10.0点		2.0点 × 1項目		10.0点		2.0点 × 1項目		10.0点		2.0点 × 1項目		20.0点			
		ISOの認証取得状況	3段階																
		建設業労働安全衛生マネジメントシステム等の認証取得状況	2段階	2.0点 × 1項目				2.0点 × 1項目				2.0点 × 1項目		2.0点 × 1項目					
		下請予定者の表彰実績	5段階	2.0点 × 1項目				2.0点 × 1項目				2.0点 × 1項目		2.0点 × 1項目					
		技術提案力の評価	3段階																
その他(工事の確実かつ円滑な実施体制としての拠点)	2段階																		
③配置予定技術者の能力	必須	工事実績(同種性・立場)の評価	3段階	3.0点	3.0点							3.0点	3.0点	8.0点					
		工事実績の評価	12段階	4.0点	4.0点							4.0点	4.0点	8.0点					
		表彰(優秀技術者)	3段階	1.0点	1.0点							1.0点	1.0点	4.0点					
	オプション	建設系の継続教育(CPD)の実施状況	2段階	10.0点		2.0点		10.0点		2.0点		10.0点		2.0点		20.0点			
		配置予定技術者の資格	3段階	2.0点 × 1項目	2.0点 × 1項目	2.0点 × 1項目		2.0点 × 1項目		2.0点 × 1項目		2.0点 × 1項目		2.0点 × 1項目					
		配置予定技術者の年齢	3段階																
配置予定現場技術者の資格	3段階																		
事故及び不誠実な行為に対する評価		2段階	-5.0点 又は -2.5点		-5.0点 又は -2.5点		-6.0点 又は -3.0点		-6.0点 又は -3.0点		-7.0点 又は -3.5点		-4.0点 又は -2.0点						
最大加算点			50.0		50.0		60.0		60.0		70.0		70.0		60.0		70.0		

※技術提案評価型(A型)は、段階選抜(企業・技術者40点満点、技術提案の良否(70点満点))で評価

2. 2. 1 技術提案の評価方法

技術提案は、工事内容により評価テーマを設定し、評価テーマ毎に3提案を求め、図－1「技術提案評価型(S型・A型)[WTO型含む]評価の考え方」に基づいて評価を行う。なお、1項目あたり3提案を超える提案については評価の対象としない。

また、1評価テーマあたり図表を含めて2ページまでの記載とし、2ページを超えて記載された部分については、評価の対象としない。

さらに、技術提案の補足事項等を別資料として提出することは、不可とする。

なお、別紙－1に示す技術提案については、標準案又はオーバースペック案として評価の対象としない。また、当局が求める技術提案の趣旨を逸脱した提案についても、評価の対象としない。なお、環境保全対策や安全対策等に関する過剰な提案及び汎用性のない過剰な提案については高く評価しない。

1つの提案に対し、「1つの工夫」を評価することを基本としているので留意すること。その際、具体的には、以下の①、②の考え方で評価を行う。

①1つの提案において、その目的を達成するために行う複数の独立した工夫は、最初に記載された1つ目の工夫のみを評価する。

【事例a: 複数の独立した工夫の事例】

“1)型枠に断熱・保温材を使用”し、“2)コンクリート打設後の天端部に保温シートを使用”する。

※この提案は複数提案とし、最初に記載された1)の工夫のみを評価する。

②1つの提案において、その目的を達成するために行う工夫のうち、工夫の提案を確実に実行するために必要となる更なる工夫は、2つの工夫ではあるものの、原則として1つの工夫として評価する。

なお、2つの工夫を分割して提案された場合は、加算点を調整する場合がある。

【事例b: 2)が1)のために必要不可欠な工夫の事例】

“1)改造した機械”をコントロールするために必要となる“2)〇〇システムを使用”する。

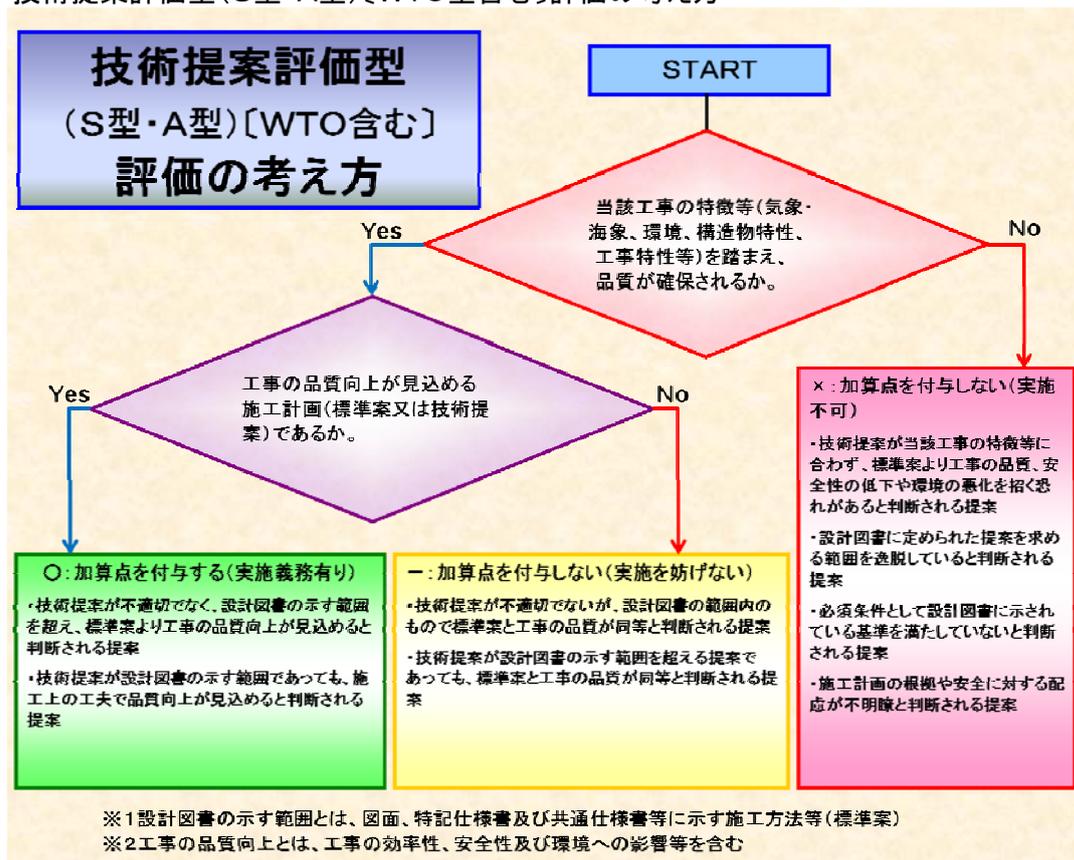
【事例c: 2)が1)のために必要ないいくつかの工夫のうちの一つである事例】

“1)航行安全対策として〇〇を実施”し、“危険と判断する指標をより確実とするため”2)△△システムを使用”する。

【事例d: 2)が1)を補完する工夫の事例】

“1)濁り防止として〇〇を実施”し、“不測の事態に備え”、“2)同じ場所で△△”を行う。

図－1 技術提案評価型(S型・A型)[WTO型含む]評価の考え方



1) 以下に示す様な提案項目については、契約後の協議等により確認すべきものである事から、評価の対象としない。

- ① 近接する他工事との調整や他機関等との協議(一般的な協議事項を除く)を要するもの
- ② 特記仕様書、図面等の契約図書の変更が伴うもの
- ③ その他、契約後に協議などにより確認を必要とするもの

2) 以下に示す様な提案項目については、施工不可(提案が不適切であるもの)として、評価の対象としない。

- ① 施工に対する安全性への配慮に欠けるもの
- ② 関係法令に違反するもの
- ③ 工事目的物の変更が伴うもの
- ④ その他、適正な履行がなされない恐れのあるもの

技術提案評価型(S型・A型)[WTO含む]における技術提案の評価は、当局が設定した課題に対し、技術提案の工夫の『有効性』の観点に加えて、工夫の『確実性』及び『具体性』の観点より評価するものとし、表-3に示すとおり、1提案毎にそれぞれa、b、cの3段階で評価し、その組み合わせによって総合的な評価を行い、最終的な評価を10段階で判定する。

表-3 技術提案の「評価」の判定基準

評価項目	a	b	c	—
有効性	特に高い	高い	限定的	標準案と同等
確実性	特に高い	高い	限定的	
具体性	特に高い	高い	限定的	

最終的な「評価」の判定	「有効性」、「確実性」、「具体性」の組み合わせ		
	有効性「a」の場合	有効性「b」の場合	有効性「c」の場合
A評価(5.0点)	aaa		
B評価(4.5点)	aab aba		
C評価(4.0点)	aac abb aca	baa	
D評価(3.5点)	abc acb	bab bba	
E評価(3.0点)	acc	bac bbb bca	caa
F評価(2.5点)		bbc bcb	cab cba
G評価(2.0点)		bcc	cac cbb cca
H評価(1.5点)			cbc ccb
I評価(1.0点)			ccc
「—」評価	標準案と工事の品質が同等		

【最終判定した評価点の換算方法】(1評価テーマあたり)

- ・1評価テーマあたりの提案数は、3提案までとする。
- ・表-3のとおり「有効性」「確実性」「具体性」の観点から、各提案毎に5点満点評価する。
- ・全提案の合計得点(3提案×5点=15点満点)を当該評価テーマの配点に応じて換算する。

(換算の方法)	
$\frac{\text{技術提案の合計得点 (提案①+②+③)}}{15 \text{ 点}} \times \text{当該評価テーマの配点} = \text{換算評価点}$	
<p>※各評価テーマ毎の換算評価点は、小数点第3位止、以下切り捨てとする。 ※評価値を算出するための合計評価点は、小数点第2位止、以下切り捨てとする。</p>	
(計算例)	
評価テーマ(1)の配点が30点の場合	
$\frac{\text{技術提案の合計得点 (提案①+②+③)}}{15 \text{ 点}} \times 30 \text{ 点} = \text{換算評価点 (1)} \quad (\text{小数点第3位止})$	
評価テーマ(2)の配点が20点の場合	
$\frac{\text{技術提案の合計得点 (提案①+②+③)}}{15 \text{ 点}} \times 20 \text{ 点} = \text{換算評価点 (2)} \quad (\text{小数点第3位止})$	
<p>∴ 換算評価点(1) + 換算評価点(2) = 合計評価点 (小数点第2位止)</p>	

2.2.2 企業評価等

技術提案評価型(S型・A型)[WTO型含む]における企業の施工能力、配置予定技術者の能力の評価については、別紙-2-1及び別紙-2-2に示すとおり、あらかじめ設定した基準により評価を行う。

また、企業評価に係るオプション項目については、工事の内容・特性等により1項目設定する。

2.3.1 施工計画の評価方法

①施工能力評価型(I型)[施工計画重視型]

施工計画の評価は、施工上の課題に対する技術的所見を3提案求め、図-2「施工能力評価型(I型)[施工計画重視型]評価の考え方」に基づいて評価を行い、表-7に示すとおり、1提案毎に3段階で評価する。なお、3提案を超える提案については評価を行わない。

さらに、施工計画の補足事項等を別資料として提出することは、不可とする。

なお、別紙-1に示す提案については、標準案又はオーバースペック案として評価しない。また、当局が求める技術的所見の趣旨を逸脱した提案についても評価しない。なお、環境保全対策や安全対策等に関する過剰な提案及び汎用性のない過剰な提案については高く評価しない。

1つの提案に対し、「1つの工夫」を評価することを基本としているので留意すること。その際、具体的には、以下の①、②の考え方で評価を行う。

①1つの提案において、その目的を達成するために行う複数の独立した工夫は、最初に記載された1つ目の工夫のみを評価する。

【事例a: 複数の独立した工夫の事例】

“1)型枠に断熱・保温材を使用”し、“2)コンクリート打設後の天端部に保温シートを使用”する。

※この提案は複数提案とし、最初に記載された1)の工夫のみを評価する。

②1つの提案において、その目的を達成するために行う工夫のうち、工夫の提案を確実に実行するために必要となる更なる工夫は、2つの工夫ではあるものの、原則として1つの工夫として評価する。

なお、2つの工夫を分割して提案された場合は、加算点を調整する場合がある。

【事例b: 2)が1)のために必要不可欠な工夫の事例】

“1)改造した機械”をコントロールするために必要となる“2)〇〇システムを使用”する。

【事例c: 2)が1)のために必要ないいくつかの工夫のうちの1つである事例】

“1)航行安全対策として〇〇を実施”し、“危険と判断する指標をより確実とするため”2)△△システムを使用”する。

【事例d: 2)が1)を補完する工夫の事例】

“1)溜り防止として〇〇を実施”し、“不測の事態に備え、”2)同じ場所で△△”を行う。

図-2 施工能力評価型(I型)[施工計画重視型]評価の考え方

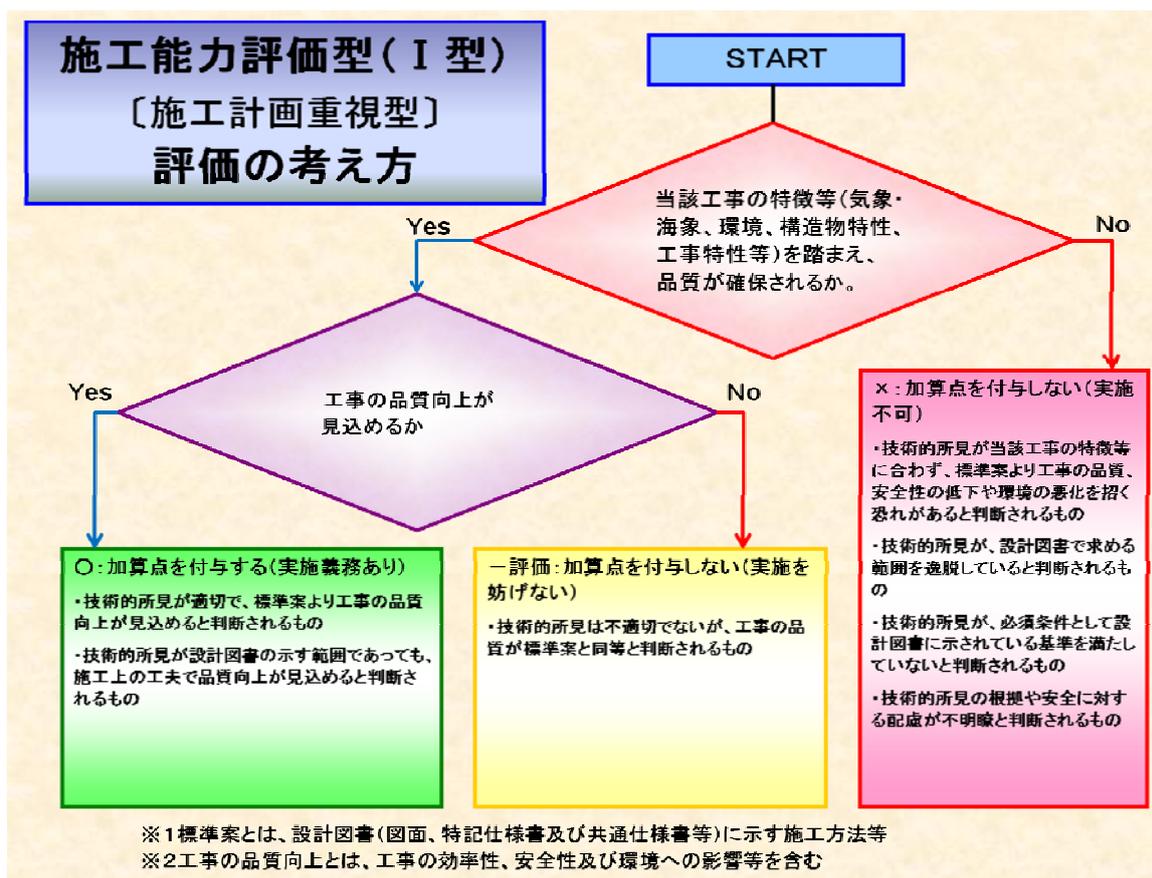


表-7 施工計画の評価表(1提案あたり)

	基準得点
◎評価(効果の高い提案)	2.0点
○評価(効果の限定的な提案)	1.0点
－評価(標準案と同等、又は効果のない提案)	0.0点

【最終判定した評価点の換算方法について】

最終判定により決定した全提案の合計得点(満点の場合は、最大3提案×2点=6点)を、当該評価テーマの配点に応じて換算する。

(換算の方法)

$$\frac{\text{施工計画の合計得点(提案①+②+③)}}{6 \text{ 点}} \times \text{加算点の配点} = \text{換算評価点}$$

※評価値を算出するための合計評価点は、小数点第2位止、以下切り捨てとする。

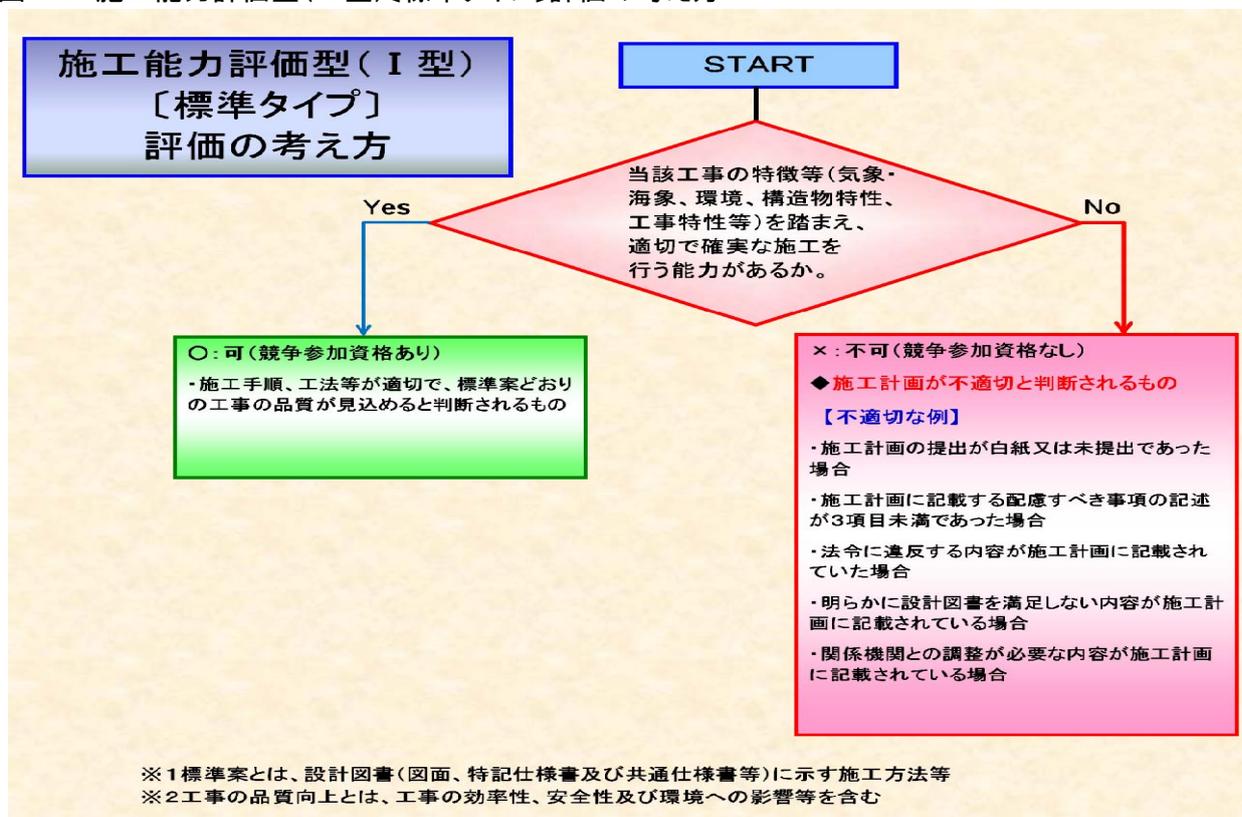
(計算例)

$$\frac{\text{施工計画の合計得点(提案①+②+③)}}{6 \text{ 点}} \times 20 \text{ 点} = \text{評価点 (小数点第2位止)}$$

②施工能力評価型(I型)[標準タイプ]

施工計画の評価は、施工上配慮すべき事項について3項目求め、図-3「施工能力評価型(I型)[標準タイプ]評価の考え方」に基づいて評価を行い、適切であれば「可(競争参加資格あり)」、不適切であれば「不可(競争参加資格なし)」とする。

図-3 施工能力評価型(I型)[標準タイプ]評価の考え方



2.3.2 企業評価等

施工能力評価型（Ⅰ型・Ⅱ型）における企業の施工能力、配置予定技術者の能力の評価については、別紙－2－1及び別紙－2－2に示すとおり、あらかじめ設定した基準により評価を行う。

また、企業評価に係るオプション項目については、工事の内容・特性等により2項目設定する。

2.3.3 地域貢献等

施工能力評価型（Ⅰ型・Ⅱ型）における地域貢献等の評価については、別紙－2－3に示すとおり、あらかじめ設定した基準により評価を行う。

また、地域貢献等に係るオプション項目については、工事の内容・地域特性等により1～3項目設定する。

2.4 加算点からの減点項目について

政府調達対象工事(WTO)以外の総合評価落札方式において、事故及び不誠実な行為における、「指名停止」、「文書注意」等の措置について、総合評価の加算点合計から加算点満点の10%または5%を減点する。

なお、減点の結果、加算点が0点未満(マイナス)となった場合には、競争参加資格を与えない。

2.4.1 減点の対象

申請書及び資料の提出期限日において、下表に該当する場合には加算点の減点を行う。

措置内容	減点対象期間	減点
九州地方整備局による「指名停止」	指名停止期間終了日の翌日から1ヶ月間	加算点満点の10%を減点
九州地方整備局による「書面による警告・注意」	通知日を含む1ヶ月間	加算点満点の5%を減点
九州7県、山口県、福岡市、北九州市、佐世保市、下関市による「指名停止」	指名停止の期間	加算点満点の10%を減点
九州7県、山口県、福岡市、北九州市、佐世保市、下関市による「書面による警告・注意」	通知日を含む1ヶ月間	加算点満点の5%を減点
※各県の措置については、各県が自ら発注した工事に係わる措置のみ対象とし、各県発注工事に関係しない「指名停止」等の措置については、減点の対象外とする。 ※他地整、他省庁、各市町村、地方公社、特殊法人又は公営民間企業等の行った措置は、減点の対象外とする。 ※山口県の措置については、下関市内における工事を減点の対象とする。 ※九州7県、山口県が自ら発注した工事に係わる措置に、港湾管理者である福岡市、北九州市、佐世保市、下関市が自ら発注した工事に係わる措置についても対象とする。 ※共同企業体(特定・経常JV)の場合は、代表者又は構成員のいずれか1社でも該当すれば減点の対象とする。		

- 例) ・公正取引委員会からの警告に伴う九州地方整備局からの文書注意
 ・地方公共団体の粗雑工事による指名停止等
 ・いわゆる「名ばかり営業所」等の建設業法の不誠実な行為による指名停止等

2.4.2 減点項目の措置内容の申請について

減点項目に該当する措置を受けている者は、指定の様式に基づき自己申請により措置内容を申請する。

なお、減点項目の措置内容が申請されずに、落札後に減点項目に該当する措置を受けていることが確認された場合は、別途、指名停止要領により措置を行う。

2.5 技術提案等の評価結果の通知について

2.5.1 技術提案評価型(S型・A型)[WTO型含む]の通知について

技術提案評価型(S型・A型)[WTO型含む]においては、契約条件の明示、不履行となる技術提案の明確化を図る観点から、競争参加資格確認通知書(参考資料1)において、1提案毎に、「○:加算点を付与する(実施義務有り)」、「-:加算点を付与しない(実施義務無し)」、「×:加算点を付与しない(実施不可)」にて、技術提案評価結果を各入札参加者に通知する。

なお、入札時提案書(参考資料4)に記載不備がある場合は入札無効となるので、十分留意が必要である。

①【○:加算点を付与する(実施義務有り)の判断】

- i: 技術提案が不適切でなく、設計図書の示す範囲を超え、標準案より工事の品質向上が見込めると判断される提案。
- ii: 技術提案が設計図書の示す範囲内であっても、施工上の工夫で品質向上が見込めると判断される提案。

②【-:加算点を付与しない(実施義務無し)の判断】

- i: 技術提案が不適切でないが、設計図書の範囲内のもので標準案と工事の品質が同等と判断される提案。
- ii: 技術提案が設計図書の示す範囲を超える提案であっても、標準案と工事の品質が同等と判断される提案。

③【×:加算点を付与しない(実施不可)の判断】

- i: 技術提案が現地環境条件に合わず、標準案より工事の品質、安全性の低下や環境の悪化を招く恐れがあると判断される提案。
- ii: 設計図書に定められた提案を求める範囲を逸脱していると判断される提案。
- iii: 必須条件として設計図書に示されている基準を満たしていないと判断される提案。
- iv: 施工計画の根拠や安全に対する配慮が不明瞭と判断される提案。

2.5.2 施工能力評価型（I型）〔施工計画重視型〕の通知について

施工能力評価型（I型）〔施工計画重視型〕においては、契約条件の明示、不履行となる提案の明確化を図る観点から、競争参加資格確認通知書（参考資料2）において、1提案毎に、「○：加算点を付与する（実施義務有り）」、「－：加算点を付与しない（実施義務無し）」、「×：加算点を付与しない（実施不可）」にて、評価結果を各入札参加者に通知する。

①【○：加算点を付与する（実施義務有り）の判断】

- i：技術的所見が不適切でなく、標準案より工事の品質向上が見込めると判断されるもの。
- ii：技術的所見が設計図書を示す範囲内であっても、施工上の工夫で品質向上が見込めると判断されるもの。

②【－：加算点を付与しない（実施義務無し）の判断】

- i：技術的所見が不適切でないが、工事の品質が標準案と同等と判断されるもの。

③【×：加算点を付与しない（実施不可）の判断】

- i：技術的所見が現地環境条件に合わず、標準案より工事の品質、安全性の低下や環境の悪化を招く恐れがあると判断されるもの。
- ii：技術的所見が設計図書で求める範囲を逸脱していると判断されるもの。
- iii：技術的所見が必須条件として設計図書に示されている基準を満たしていないと判断されるもの
- iv：技術的所見の根拠や安全に対する配慮が不明瞭と判断されるもの。

2.5.3 施工能力評価型（I型）〔標準タイプ〕の通知について

施工能力評価型（I型）〔標準タイプ〕においては、施工上の配慮事項に対する施工手順や工法等が適切であるか否かを審査し、適切であれば「可」、不適切であれば「不可（競争参加資格なし）」を各入札参加者に競争参加資格確認通知書（参考資料3）により通知する。

2.6 提出資料に不足があった場合の措置について

競争参加資格確認申請書の提出時に行う当局の形式審査において、競争参加資格に係る資料に不足がある場合は、不足資料の提出を求めて参加資格を認める場合がある。

ただし、技術提案又は施工計画に係る資料の不足については、原則として追加資料の提出は認めない。

2.7 技術提案等又は評価項目不履行時のペナルティ

正当な理由がなく、技術提案等又は評価項目が実施できない場合には、下記の措置を行う。

2.7.1 請負工事成績評定の減点

①技術提案等

技術提案評価型(S型・A型)[WTO型含む]及び施工能力評価型(I型)において、受注者により提案された技術提案等のうち、実施義務のある提案が受注者の責により履行できなかった場合には、下表により「請負工事成績評定」の減点を行う。

なお、受注者の責によらない場合とは、災害又は、その他特別な事情がある場合等のことをいい、発注者と受注者の協議により決定する。

技術提案評価型(S型、A型、WTO型)	減点数	施工能力評価型(I型) [施工計画重視型]	減点数
実施義務のある技術提案のうち、40%越えが履行できなかった場合	10点	実施義務のある施工計画のうち、40%越えが履行できなかった場合	10点
実施義務のある技術提案のうち、20%越え40%以下が履行できなかった場合	5点	実施義務のある施工計画のうち、20%越え40%以下が履行できなかった場合	5点
実施義務のある技術提案のうち、20%以下が履行できなかった場合	3点	実施義務のある施工計画のうち、20%以下が履行できなかった場合	3点

②評価項目

技術提案評価型(S型)及び施工能力評価型(I型・II型)において、受注者より提案された下記の評価項目において、受注者の責により履行できなかった場合は、不履行となった評価項目毎に提案に対して付与した加算点に応じて最大5点の「請負工事成績評定」の減点を行う。

なお、受注者の責によらない場合とは、災害又は、その他特別な事情がある場合等のことをいい、発注者と受注者の協議により決定する。

評価項目	減点数
使用作業船の保有形態及び環境性能達成状況について	最大5点
下請け予定者の表彰実績について	最大5点
配置予定技術者の年齢について	最大5点
配置予定現場技術者の資格について	最大5点

2.7.2 違約金の徴収

技術提案評価型(S型・A型)[WTO型含む]及び施工能力評価型(I型)において、受注者により提案された技術提案等のうち、実施義務のある提案が受注者の責により履行できなかった場合は、技術提案等全体の再評価を行い、当初契約時に取得した加算点との差額分に相当する額(下式参照)を違約金として徴収を行う。ただし、当初契約額の10%を上限とする。

また、それぞれの技術提案等項目のうち、1提案でも履行できない場合は、当該項目の加算点を0点とする。

なお、受注者の責によらない場合とは、災害又は、その他特別な事情がある場合等のことをいい、発注者と受注者の協議により決定する。

(違約金算出式)

違約金 = 当初契約額 × (1 - 施工後の評価点 / 当初契約時の評価点)

ただし、違約金は当初契約額の10%を上限とする。

(注) 施工後の評価点： 技術提案等の再評価を行い決定した評価点

3. 施工体制確認型

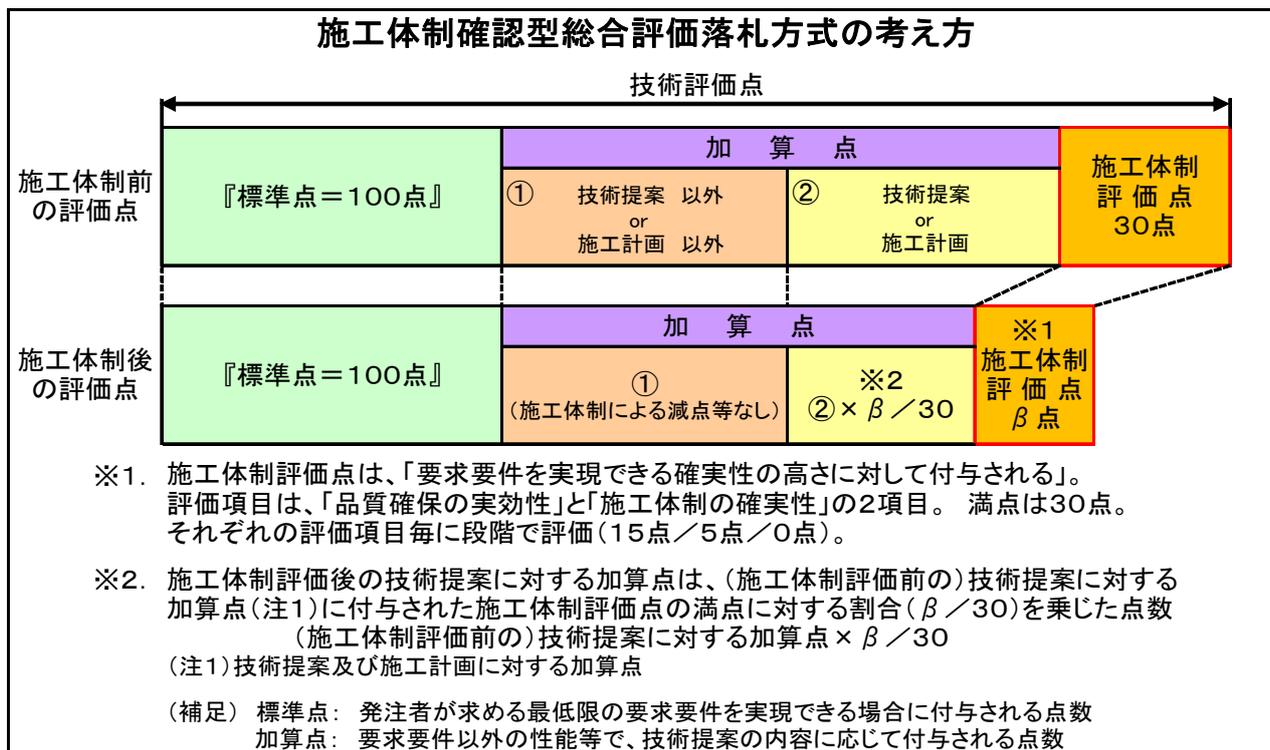
3.1 施工体制確認型の適用工事

施工体制確認型総合評価落札方式は、「緊急公共工事品質確保対策」として実施するもので、入札説明書等に記載された要求要件を確実に実現できるかどうかを確認するものである。

九州地方整備局においては、原則として随意契約を除く予定価格が1千万円を超える全ての工事に適用するものとする。

3.2 施工体制評価点

施工体制評価点は30点満点とし、「品質確保の実効性」、「施工体制確保の確実性」の評価項目毎に各15点を配点する。



施工体制評価点の評価項目と評価基準

評価項目	評価基準	加算点	評価項目	評価基準	加算点
品質確保の実効性	工事の品質確保のための適切な施工体制が十分確保され、入札説明書等に記載された要求要件をより確実に実現できると認められる場合	15点	施工体制確保の確実性	工事の品質確保のための施工体制のほか、必要な人員及び材料が確保されていることなどにより、適切な施工体制が十分確保され、入札説明書等に記載された要求要件をより確実に実現できると認められる場合	15点
	工事の品質確保のための適切な施工体制が概ね確保され、入札説明書等に記載された要求要件を確実に実現できると認められる場合	5点		工事の品質確保のための施工体制のほか、必要な人員及び材料が確保されていることなどにより、適切な施工体制が概ね確保され、入札説明書等に記載された要求要件を確実に実現できると認められる場合	5点
	その他	0点		その他	0点

3.3 施工体制確認型の審査・評価

どのように施工体制を構築し、それが施工内容の実現確実性の向上につながるかを審査するため、原則として、予定価格の制限の範囲内の価格で申込みをしたすべての入札参加者に対して、開札後速やかに、ヒアリングを実施する。但し、申込みに係る価格が予決令第85条に基づく調査基準価格以上で工事費内訳書に疑義がない入札参加者は、ヒアリングを省略し、施工体制評価点は満点を付与する。

申込みに係る価格が調査基準価格に満たない入札参加者に対しては、施工体制の確保を含め、契約の内容に適合した履行がされないこととなる恐れがあることから、ヒアリングのための追加資料(下表参照)の提出を求める。評価に当たっては、施工体制が確保されると認める場合にその程度に応じて施工体制評価点を加点することにより評価する。

なお、提出期限までに追加資料が提出されない場合は、ヒアリングを行わず当該業者の入札を無効とする。

追加資料の様式(着色した様式が該当)		【凡例】 ◎ 様式及び添付資料を提出 ○ 様式のみ提出	
様式番号	名称	施工体制 確認型 総合評価	低入札 価格調査
表紙(施工体制)	施工体制確認型総合評価に係るヒアリングのための追加資料の提出について	○	
表紙(特重)	低入札価格調査(特別重点調査)のための資料及び添付資料の提出について		○
様式1	当該価格で入札した理由		◎
様式2-1	積算内訳書(兼)コスト縮減額算定調書①	○	◎
様式2-2	内訳書に対する明細書(兼)コスト縮減額算定調書②	○	◎
様式2-3	一般管理費等の内訳書		◎
様式3	VE提案等によるコスト縮減額調書	○	◎
様式4	下請予定業者等一覧表	○	◎
様式5	配置予定技術者名簿	○	◎
様式6-1	手持ち工事の状況(対象工事現場付近)		◎
様式6-2	手持ち工事の状況(対象工事関連)		◎
様式7	契約対象工事箇所と入札者の事務所、倉庫等との関係		◎
様式8-1	手持ち資材の状況		◎
様式8-2	資材購入予定先一覧	○	◎
様式9-1	手持ち機械の状況		◎
様式9-2	機械リース元一覧	○	◎
様式10-1	労務者の確保計画	○	◎
様式10-2	工種別労務者配置計画	○	◎
様式11	建設副産物の搬出地	○	◎
様式12	建設副産物の搬出及び資材等の搬入に関する運搬計画書	○	◎
様式13-1	品質確保体制(品質管理のための人員体制)	○	◎
様式13-2	品質確保体制(品質管理計画書)	○	◎
様式13-3	品質確保体制(出来形管理計画書)	○	◎
様式14-1	安全衛生管理体制(安全衛生教育等)	○	◎
様式14-2	安全衛生管理体制(点検計画)	○	◎
様式14-3	安全衛生管理体制(仮設置計画)		◎
様式14-4	安全衛生管理体制(交通誘導員配置計画)		◎
様式15	誓約書		◎
様式16-1	施工体制台帳	○	◎
様式16-2	施工体系図	○	◎
様式17	過去に施工した同種の公共工事名及び発注者		◎
様式18-1	積算内訳書(兼)下請予定業者等確認調書①	○	
様式18-2	内訳書に対する明細書(兼)下請予定業者等確認調書②	○	

別紙－1

評価しない技術提案(オーバースペックを含む)一覧表(1)

番号	分類	工種区分	技術テーマ	評価しない提案内容	判定	備考
1	共通	共通	共通	就業時間の延長	オーバースペック	作業員に負担を強いる提案は評価しない。
2	共通	共通	共通	浚渫船、起重機船等の主作業船の追加配備及び規格アップ	オーバースペック	
3	共通	共通	性能・機能 (共通)	施工途中での使用機械、設備のキャリブレーションの実施	標準的項目	
4	共通	共通	性能・機能 (共通)	出来形・品質管理における自主管理基準の設定	オーバースペック	管理基準値の厳格化のみの提案は、評価しない。
5	共通	共通	性能・機能 (コンクリート関係)	JIS A 5308に規定する「レディミクストコンクリート配合計画書」の記載事項及びプラントにおける品質管理	標準的項目 オーバースペック	コンクリートの強度アップ、セメント種別の変更に関する提案、無筋コンクリートに混和材料(添加剤、改質剤含む)を添加する提案は評価しない。また、鉄筋コンクリートに混和材料(添加剤、改質剤含む)を添加する提案は、現場条件等を考慮して、特に効果が高いと評価できる場合に評価する。
6	共通	共通	性能・機能 (コンクリート関係)	コンクリートのひび割れ抑制対策として骨材に石灰石を使用	標準的項目	石灰石を標準とする生コン工場があることから評価しない。
7	共通	共通	性能・機能 (コンクリート関係)	遅延剤、膨張剤の添加	オーバースペック	
8	共通	共通	性能・機能 (コンクリート関係)	コンクリート劣化防止剤(表面含浸剤等)の使用	オーバースペック	
9	共通	共通	性能・機能 (コンクリート関係)	補強材の使用	オーバースペック	鉄筋や短繊維(ショート・ファイバー)など、JIS A 0203に規定されている補強材を使用する提案は評価しない。
10	共通	共通	性能・機能 (コンクリート関係)	エポキシ鉄筋の使用(現場塗布型の鉄筋防錆材を含む)	オーバースペック	鉄筋とコンクリートの付着力が低下する防錆材の塗布を含む。
11	共通	共通	性能・機能 (コンクリート関係)	生コン工場から現場搬入・荷下ろしまでのコンクリートの温度対策	標準的項目	アジテータ車の現場到着後、荷下ろしまでの待機時間の温度対策として、屋根等を設置する提案は評価しない。
12	共通	共通	性能・機能 (コンクリート関係)	コンクリートの打設時間管理	標準的項目	
13	共通	共通	性能・機能 (コンクリート関係)	コンクリート打ち重ねの時間の設定(事前試験等での時間の設定を含む)	標準的項目	施工前・施工中の試験方法(ブロッカー貫入抵抗試験等)に関する提案を含む。
14	共通	共通	性能・機能 (コンクリート関係)	コンクリートの打重ね記録ボードの設置	標準的項目	
15	共通	共通	性能・機能 (コンクリート関係)	コンクリートの打設・養生時における温度測定	標準的項目	温度測定のみ提案は評価しない。
16	共通	共通	性能・機能 (コンクリート関係)	施工中のコンクリート試験の試験回数の増	オーバースペック	
17	共通	共通	性能・機能 (コンクリート関係)	コンクリートの打設高さの管理方法としてパイプレータや型枠等に目印をつける	標準的項目	
18	共通	共通	性能・機能 (コンクリート関係)	コンクリート締固めに用いる内部振動機の機種及び締固め作業(挿入間隔、時間等)に関する提案	標準的項目	
19	共通	共通	性能・機能 (コンクリート関係)	コンクリート打継ぎ面(目)への止水材設置、止水剤塗布、打継目処理剤使用	オーバースペック	
20	共通	共通	性能・機能 (コンクリート関係)	型枠の脱型強度の設定	標準的項目	
21	共通	共通	性能・機能 (コンクリート関係)	型枠脱枠後のセパレーター跡の単純な処理	標準的項目	本体コンクリートと同等以上の品質を有するモルタル等で補修する提案は評価しない。
22	共通	共通	性能・機能 (コンクリート関係)	コンクリートの現場養生供試体による圧縮強度確認、シュミットハンマーによる原位置強度確認	標準的項目	
23	共通	共通	特別な安全対策	作業中止基準の設定	標準的項目	風速計等と連動させて作業中止を判断する提案を含む。
24	共通	共通	特別な安全対策	気象・海象情報の入手	標準的項目	
25	共通	共通	特別な安全対策	携帯電話による緊急地震情報の入手設定	標準的項目	
26	共通	共通	特別な安全対策	交通整理員、交通誘導員、見張り員等の人員の追加配置	オーバースペック	

評価しない技術提案(オーバースペックを含む)一覧表(2)

番号	分類	工種区分	技術テーマ	評価しない提案内容	判定	備考
27	共通	共通	特別な安全対策	弾性波探査による空洞調査の追加	オーバースペック	
28	共通	共通	特別な安全対策	安全教育訓練等の実施、災害時の避難経路の設定及び安全緊急対応体制の整備	標準的項目	
29	共通	共通	特別な安全対策	隣接工事会社との調整会議の実施	標準的項目	
30	共通	共通	特別な安全対策	安全巡視員等による安全パトロールの実施	標準的項目	
31	共通	共通	特別な安全対策	足場に転落防止用設備(手摺り、ネット、幅木等)の設置	標準的項目	
32	共通	共通	特別な安全対策	陸上において型枠を大組し、高所作業を低減する	標準的項目	
33	共通	共通	特別な安全対策	安全チョッキ・ヘルメット・スコープ・レーキ等に反射材や識別材を取り付ける	標準的項目	
34	共通	共通	特別な安全対策	カラーコーン、ラバーコーン、ジャンボコーン、照明器具(バルーンライトを含む)等の簡易な安全設備による作業位置、作業通路等の明示	標準的項目	
35	共通	共通	特別な安全対策	トランシーバー、衛星電話の携帯、無線連絡システムを活用した現場連絡体制の確保	標準的項目	
36	共通	共通	特別な安全対策	リーフレット、説明会、HP、打合せ等による関係者への周知	標準的項目	漁業関係者、海事関係者、地域住民等への工事内容の周知に関する提案は評価しない。
37	共通	共通	環境の維持	騒音・振動観測における自主管理基準の設定	オーバースペック	管理基準値の厳格化のみの提案は、評価しない。
38	共通	地盤改良工	性能・機能(共通)	特記仕様書に示す出来形確認のための調査及び試験の追加	オーバースペック	
39	共通	地盤改良工	性能・機能(共通)	チェックボーリングの追加	オーバースペック	
40	港湾	共通	共通	ブロック据付位置の明示方法、ブロックの据付順序、模型によるシミュレーションの実施	標準的項目	
41	港湾	共通	性能・機能(共通)	トランシットによる矢板・杭の打設位置の誘導及び確認	標準的項目	
42	港湾	共通	特別な安全対策	安全監視船の追加配備	オーバースペック	
43	港湾	共通	特別な安全対策	赤旗、パイ、灯浮標を使用した作業区域の明示	標準的項目	
44	港湾	共通	特別な安全対策	海上衝突予防法にて示された灯火及び形象物の表示	標準的項目	
45	港湾	共通	特別な安全対策	他工事船舶への安全対策に関する提案	標準的項目	
46	港湾	共通	特別な安全対策	作業船の運航ルートの設定	標準的項目	
47	港湾	共通	特別な安全対策	作業員(潜水作業従事者含む)の日常的な健康管理、作業前後及び作業中の体調確認、安全教育の実施	標準的項目	
48	港湾	共通	特別な安全対策	ダイブコンピュータ等(水深・潜水時間・減圧時間等を表示する機能を備えた機器)の携行による潜水時間管理	標準的項目	
49	港湾	共通	特別な安全対策	減圧時の梯子、椅子等の使用	標準的項目	
50	港湾	共通	特別な安全対策	航跡波への監視員の配置	標準的項目	
51	港湾	共通	特別な安全対策	作業船係留用常設アンカーの設置	標準的項目	
52	港湾	共通	特別な安全対策	作業船や監視船にレーダー反射板設置	オーバースペック	
53	港湾	共通	特別な安全対策	作業船に国際VHF無線搭載	オーバースペック	
54	港湾	共通	特別な安全対策	作業船に垂れ幕(横断幕)、バルーン、工事看板(説明板、案内板、PR看板)の設置や彩色を行う	標準的項目	

評価しない技術提案(オーバースペックを含む)一覧表(3)

番号	分類	工種区分	技術テーマ	評価しない提案内容	判定	備考
55	港湾	共通	特別な安全対策	作業船に灯火及び電光掲示板を設置	標準的項目 オーバースペック	作業船には曳航作業等各作業毎に灯火、形状物を掲示することが法定で定められており、評価しない。
56	港湾	共通	環境の維持	汚濁防止膜(枠)の拡張・追加・設置及び規格アップ	オーバースペック	特記仕様書に明示している汚濁防止膜(枠)の設置範囲(水平・鉛直方向)を広げて大きくする提案、汚濁防止膜(枠)のフロートや膜の規格をアップする提案は評価しない。また、汚濁防止膜(枠)を追加設置する提案は評価しない。
57	港湾	共通	環境の維持	洗浄石の使用、船上で雑石洗浄	オーバースペック	
58	港湾	共通	環境の維持	汚濁拡散抑制のための凝集剤の使用	オーバースペック	
59	港湾	共通	環境の維持	汚濁防止膜(枠)移動時のカーテン巻き上げ	標準的項目	
60	港湾	浚渫工	共通	土運船の土砂積載制限	標準的項目	
61	港湾	浚渫工	性能・機能 (共通)	GPS施工管理装置(グラブ浚渫船用)の使用 (管理ソフト(船体位置表示、掘り跡表示)を含む)	標準的項目	港湾請負工事積算基準に明示されたGPS施工管理装置を使用する提案は評価しない。
62	港湾	浚渫工	性能・機能 (共通)	潮位自動転送システムの使用	標準的項目	
63	港湾	基礎工	性能・機能 (共通)	ブイによる捨石投入及び均し範囲の管理	標準的項目	
64	港湾	本体工	共通	ケーソン据付における船団構成の追加配備及び規格アップ	オーバースペック	
65	港湾	本体工	共通	ケーソン据付における作業計画の立案、事前測量、既設ケーソンの清掃	標準的項目	
66	港湾	本体工	性能・機能 (共通)	ケーソンへの中詰材の投入回数・投入量をパソコンで管理	標準的項目	
67	空港	共通	特別な安全対策	作業従事者への安全教育等の実施、制限区域内運行ルート図を作成配布、運行経路KYマップの配布	標準的項目	
68	空港	共通	特別な安全対策	現場内及び現場周辺における工事車両の運行計画の作成	標準的項目	
69	空港	共通	特別な安全対策	作業時間に制約のある工事における1日の作業スケジュールの作成及び退出時間の厳守	標準的項目	
70	空港	共通	特別な安全対策	供用空港の夜間工事における故障機械等の退出方法の設定	標準的項目	技術提案で退出遅延防止対策を求めた場合を除く
71	空港	空港舗装工	性能・機能 (アスファルト関係)	アスファルトの配合に関する提案	標準的項目	特記仕様書に明示されたアスファルト混合物のアスファルトの種類、骨材の最大粒径、マーシャル試験に対する基準値の変更に関する提案は評価しない。
72	空港	空港舗装工	性能・機能 (アスファルト関係)	中温化剤の添加	オーバースペック	
73	空港	空港舗装工	性能・機能 (アスファルト関係)	屋根付きの材料ストックヤードのあるアスファルトプラントの使用	標準的項目	
74	空港	空港舗装工	性能・機能 (アスファルト関係)	アスファルト運搬時にダンプ荷台への付着防止剤の使用、ダンプ荷台のシート養生、ダンプタイヤへの付着抑制剤の使用	標準的項目	
75	空港	空港舗装工	性能・機能 (アスファルト関係)	ホットジョイント工法による施工	標準的項目	

※ 当該工事の特記仕様書、港湾工事共通仕様書、空港土木工事共通仕様書に記載されている事項については評価の対象としない。

また、コンクリート標準示方書、港湾工事安全施工指針、潜水作業安全施工指針、空港土木施設施工要領に記載されている、標準的に実施しなければならない事項についても技術提案として評価しない。

別紙-2-1

「企業の施工能力」に関する評価基準

工事实績(同種性) [必須項目]								
評価内容	評価段階	評価基準					評価項目	
		評価	施工能力評価型 (I型・II型)	施工能力評価型 (I型) 【施工計画重視】	技術提案評価型 (S型) 作業船を使用する 工事	技術提案評価型 (S型) 作業船を使用しない 工事		技術提案評価型 (A型)
平成11年度以降に完成し引き渡しの完了した同種工事の元請としての施工実績	2段階	A評価	4.00点	2.00点	2.00点	3.00点	8.00点	より同種性の高い工事(※1)の実績有り
		一評価	0.00点	0.00点	0.00点	0.00点	0.00点	同種性が認められる工事(※2)の実績有り

※1 実績要件の同種性に加え、「施設」、「工種」、「規模」等について更なる同種性が認められる工事

※2 実績要件と同様の同種性が認められる工事

工事成績 [必須項目]								
評価内容	評価段階	評価基準					評価項目	
		評価	施工能力評価型 (I型・II型)	施工能力評価型 (I型) 【施工計画重視】	技術提案評価型 (S型) 作業船を使用する 工事	技術提案評価型 (S型) 作業船を使用しない 工事		技術提案評価型 (A型)
九州地方整備局(港湾空港関係)における平成21年度～25年度内完了の当該工事種別の工事成績評定点の平均点	12段階	A評価	6.00点	3.00点	3.00点	4.00点	8.00点	80点以上
		B評価	5.45点	2.72点	2.72点	3.63点	7.27点	79点以上80点未満
		C評価	4.90点	2.45点	2.45点	3.27点	6.54点	78点以上79点未満
		D評価	4.36点	2.18点	2.18点	2.90点	5.81点	77点以上78点未満
		E評価	3.81点	1.90点	1.90点	2.54点	5.09点	76点以上77点未満
		F評価	3.27点	1.63点	1.63点	2.18点	4.36点	75点以上76点未満
		G評価	2.72点	1.36点	1.36点	1.81点	3.63点	74点以上75点未満
		H評価	2.18点	1.09点	1.09点	1.45点	2.90点	73点以上74点未満
		I評価	1.63点	0.81点	0.81点	1.09点	2.18点	72点以上73点未満
		J評価	1.09点	0.54点	0.54点	0.72点	1.45点	71点以上72点未満
		K評価	0.54点	0.27点	0.27点	0.36点	0.72点	70点以上71点未満
一評価	0.00点	0.00点	0.00点	0.00点	0.00点	70点未満又は成績点なし		

表彰(優良施工・安全施工) [必須項目]							
評価内容	評価段階	評価基準				評価項目	
		評価	施工能力評価型 (I型・II型)	施工能力評価型 (I型) 【施工計画重視】	技術提案評価型 (S型)		技術提案評価型 (A型)
九州地方整備局(港湾空港関係)における当該工事種別の表彰実績(表彰を受けた日の翌日から5年以内)	5段階	A評価	2.00点	1.00点	1.00点	4.00点	局長表彰(優良施工)
		B評価	1.50点	0.75点	0.75点	3.00点	事務所長表彰(優良施工)
		C評価	1.00点	0.50点	0.50点	2.00点	局長表彰(安全施工)
		D評価	0.50点	0.25点	0.25点	1.00点	事務所長表彰(安全施工)
		一評価	0.00点	0.00点	0.00点	0.00点	表彰なし

別紙-2-1

使用作業船の保有形態及び環境性能達成状況 [必須項目]					
評価内容	評価段階	評価基準			
		評価	施工能力評価型 (I型・II型)	技術提案評価型 (S型)	評価項目
当該工事に使用する作業船のうち、当局が指定する作業船(複数の場合はいずれかの作業船)の保有形態(自社又は共同保有、下請保有)及び当該作業船に設置されている原動機の環境性能達成状況(但し、下請保有の使用予定作業船は、〇〇県内に船籍港又は定係港が所在するものに限る。)	5段階	A評価	2.00点	2.00点	・使用作業船を自社又は共同保有している ・当該作業船が環境性能を達成している
		B評価	1.50点	1.50点	・使用作業船を自社又は共同保有している ・下請保有の使用予定作業船が環境性能を達成している
		C評価	1.00点	1.00点	・使用作業船を自社又は共同保有している
		D評価	0.50点	0.50点	・下請保有の使用予定作業船が環境性能を達成している
		一評価	0.00点	0.00点	上記以外

※環境性能を達成とは、「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第19条の3」に基づく「窒素酸化物の放出量に係る放出基準」を満足しているもので、作業船に設置されている原動機とは、作業船建造時に設置された原動機もしくは建造時に設置された原動機を撤去し代替えとして設置された原動機をいう。
 なお、特定JVもしくは経常JVとして提出の場合は、構成員のいずれかのものでよい。

施工機械等の自社保有状況 [オプション項目]					
評価内容	評価段階	評価基準			
		評価	施工能力評価型 (I型・II型)	技術提案評価型 (S型)	評価項目
指定する施工機械(陸上機械)の自社保有状況(リース及び共同保有は除く)又は作業船の自社又は共同保有状況(リース及び備船は除く。)(他社へ貸し出している場合は可。)	2段階	A評価	2.00点	2.00点	自社保有あり
		一評価	0.00点	0.00点	自社保有なし

関連分野の技術開発の実績 [オプション項目]					
評価内容	評価段階	評価基準			
		評価	施工能力評価型 (I型・II型)	技術提案評価型 (S型)	評価項目
当該工事の主要な工種における、平成21年度以降の自社NETIS登録や自社特許権(特許公開中のものを除く)等の実績	3段階	A評価	2.00点	2.00点	「NETIS-V」又は「港湾関連民間技術」の評価を受けた自社開発あり
		B評価	1.00点	1.00点	「NETIS-A」又は「特許権」の評価を受けた自社開発あり
		一評価	0.00点	0.00点	該当なし

ISOの認証取得状況 [オプション項目]					
評価内容	評価段階	評価基準			
		評価	施工能力評価型 (I型・II型)	技術提案評価型 (S型)	評価項目
ISO9001及びISO14001の認証取得状況	3段階	A評価	2.00点	2.00点	「ISO9001」及び「ISO14001」の両方取得している
		B評価	1.00点	1.00点	「ISO9001」又は「ISO14001」のいずれか取得している
		一評価	0.00点	0.00点	取得していない

別紙-2-1

建設業労働安全衛生マネジメントシステム等の認証取得状況 [オプション項目]					
評価内容	評価段階	評価基準			
		評価	施工能力評価型 (I型・II型)	技術提案評価型 (S型)	評価項目
建設業労働安全衛生マネジメントシステム(OSHMS、COHMS及びOHS AS18001)等の認証取得状況	2段階	A評価	2.00点	2.00点	建設業労働安全衛生マネジメントシステム等の認証を取得している
		一評価	0.00点	0.00点	取得していない

下請予定者の表彰実績 [オプション項目]					
評価内容	評価段階	評価基準			
		評価	施工能力評価型 (I型・II型)	技術提案評価型 (S型)	評価項目
下請予定者の九州地方整備局(港湾空港関係)における当該工事種別の表彰実績(下請予定者の元請又は下請としての表彰実績で、表彰を受けた日の翌日から5年以内)	5段階	A評価	2.00点	2.00点	局長表彰(優良施工)
		B評価	1.50点	1.50点	事務所長表彰(優良施工)
		C評価	1.00点	1.00点	局長表彰(安全施工)
		D評価	0.50点	0.50点	事務所長表彰(安全施工)
		一評価	0.00点	0.00点	表彰なし

技術的所見力、又は技術提案力の評価 [オプション項目]					
評価内容	評価段階	評価基準			
		評価	施工能力評価型 (I型・II型)	技術提案評価型 (S型)	評価項目
同港(同空港又は管内空港)における同工事種別の工事(技術提案評価型(S型)の場合、中小企業対象試行工事を除く)を対象に、申請者が入札に参加した直近の案件について、加算点(企業の施工能力、配置予定技術者の能力及び地域貢献等に係る加算点を除く)が上位2者(落札者を除く)であった場合。 なお、平成25年4月1日以降から本工事の公告日までに契約締結した工事を評価の対象とする。	3段階	A評価	2.00点	2.00点	1位
		B評価	1.00点	1.00点	2位
		一評価	0.00点	0.00点	該当なし

別紙-2-2

「配置予定技術者の能力」に関する評価基準

工事実績(同種性) [必須項目]								
評価内容	評価段階	評価基準						
		評価	施工能力評価型 (II型) 〔施工体制確認型以外〕	施工能力評価型 (II型・I型)	施工能力評価型 (I型) 〔施工計画重視〕	技術提案評価型 (S型)	技術提案評価型 (A型)	評価項目
平成11年度以降に完成し引き渡しの完了した同種工事の元請としての施工実績	3段階	A評価	5.00点	6.00点	2.00点	3.00点	8.00点	より同種性の高い工事(※1)において、監理(主任)技術者あるいは現場代理人として従事
		B評価	2.50点	3.00点	1.00点	1.50点	4.00点	より同種性の高い工事(※1)において、担当技術者として従事、又は、同種性が認められる工事(※2)において、監理(主任)技術者あるいは現場代理人として従事
		一評価	0.00点	0.00点	0.00点	0.00点	0.00点	同種性が認められる工事(※2)において、担当技術者として従事

※1 実績要件の同種性に加え、「施設」、「工種」、「規模」等について更なる同種性が認められる工事

※2 実績要件と同様の同種性が認められる工事

工事成績 [必須項目]								
評価内容	評価段階	評価基準						
		評価	施工能力評価型 (II型) 〔施工体制確認型以外〕	施工能力評価型 (II型・I型)	施工能力評価型 (I型) 〔施工計画重視〕	技術提案評価型 (S型)	技術提案評価型 (A型)	評価項目
地方整備局(港湾空港関係)発注の平成21年度～25年度に完了した当該工事種別の請負工事成績評定点の平均点	12段階	A評価	5.00点	6.00点	3.00点	4.00点	8.00点	80点以上
		B評価	4.54点	5.45点	2.72点	3.63点	7.27点	79点以上80点未満
		C評価	4.09点	4.90点	2.45点	3.27点	6.54点	78点以上79点未満
		D評価	3.63点	4.36点	2.18点	2.90点	5.81点	77点以上78点未満
		E評価	3.18点	3.81点	1.90点	2.54点	5.09点	76点以上77点未満
		F評価	2.72点	3.27点	1.63点	2.18点	4.36点	75点以上76点未満
		G評価	2.27点	2.72点	1.36点	1.81点	3.63点	74点以上75点未満
		H評価	1.81点	2.18点	1.09点	1.45点	2.90点	73点以上74点未満
		I評価	1.36点	1.63点	0.81点	1.09点	2.18点	72点以上73点未満
		J評価	0.90点	1.09点	0.54点	0.72点	1.45点	71点以上72点未満
		K評価	0.45点	0.54点	0.27点	0.36点	0.72点	70点以上71点未満
一評価	0.00点	0.00点	0.00点	0.00点	0.00点	70点未満又は成績点なし		

表彰(優秀技術者) [必須項目]							
評価内容	評価段階	評価基準				評価項目	
		評価	施工能力評価型 (II型・I型)	施工能力評価型 (I型) 〔施工計画重視〕	技術提案評価型 (S型)		技術提案評価型 (A型)
【港湾土木工事又は港湾等しゅんせつ工事の場合】 元請けとして、現場代理人又は主任(監理)技術者として従事した工事で、地方整備局(港湾空港関係)における技術者表彰(若手優秀技術者表彰を含む)を受けた実績(表彰を受けた日の翌日から5年以内)	3段階	A評価	2.00点	1.00点	1.00点	4.00点	局長表彰
		B評価	1.00点	0.50点	0.50点	2.00点	事務所長表彰
		一評価	0.00点	0.00点	0.00点	0.00点	表彰なし
【上記工種以外の場合】 元請けとして、現場代理人又は主任(監理)技術者として従事した工事で、地方整備局における技術者表彰(若手優秀技術者表彰を含む)を受けた実績(表彰を受けた日の翌日から5年以内)							

別紙-2-2

建設系の継続教育(CPD)の実施状況 [オプション項目]					
評価内容	評価段階	評価基準			
		評価	施工能力評価型 (Ⅱ型・Ⅰ型)	技術提案評価型 (S型)	評価項目
建設系の継続教育(CPD)の単位取得状況 (証明日が技術資料等提出期限から過去1年以内であること。但し、技術資料等提出期限から過去1年以内に単位取得がない場合は、評価しない。)	2段階	A評価	2.00点	2.00点	各団体の推奨単位以上を取得
		一評価	0.00点	0.00点	各団体の推奨単位未満、又は取得なし

配置予定技術者の資格 [オプション項目]					
評価内容	評価段階	評価基準			
		評価	施工能力評価型 (Ⅱ型・Ⅰ型)	技術提案評価型 (S型)	評価項目
工事内容に関連する資格の取得状況	3段階	A評価	2.00点	2.00点	海上工事施工管理技術者(海上における作業船を使用した工事)、空港工事施工管理技術者(供用中の空港における制限区域内での空港等土木工事・空港等舗装工事)又は技術士(入札説明書に記載している部門及び選択科目に限る)
		B評価	1.00点	1.00点	その他指定する資格を取得
		一評価	0.00点	0.00点	資格なし

配置予定技術者の年齢 [オプション項目]					
評価内容	評価段階	評価基準			
		評価	施工能力評価型 (Ⅱ型・Ⅰ型)	技術提案評価型 (S型)	評価項目
配置予定技術者に若手技術者(40歳未満)を配置する場合、さらにベテラン技術者を指導員として配置する場合は評価点を加算	3段階	A評価	2.00点	2.00点	配置予定技術者の年齢が40歳未満で、且つ、ベテラン技術者を指導員として配置する
		B評価	1.00点	1.00点	配置予定技術者の年齢が40歳未満である
		一評価	0.00点	0.00点	配置予定技術者の年齢が40歳以上である

配置予定現場技術者の資格【船団長】 [オプション項目]					
評価内容	評価段階	評価基準			
		評価	施工能力評価型 (Ⅱ型・Ⅰ型)	技術提案評価型 (S型)	評価項目
船団長を必要とする工事について、配置予定現場技術者の資格取得状況	3段階	A評価	2.00点	2.00点	船団長に「登録海上起重基幹技能者」の有資格者を配置する
		B評価	1.00点	1.00点	船団長に「海上起重作業管理技士」の有資格者を配置する
		一評価	0.00点	0.00点	上記以外の場合

配置予定現場技術者の資格【潜水作業指揮者】 [オプション項目]					
評価内容	評価段階	評価基準			
		評価	施工能力評価型 (Ⅱ型・Ⅰ型)	技術提案評価型 (S型)	評価項目
潜水作業指揮者を必要とする工事について、配置予定現場技術者の資格取得状況	3段階	A評価	2.00点	2.00点	潜水作業指揮者に「一級港湾潜水技士」の有資格者を配置する
		B評価	1.00点	1.00点	潜水作業指揮者に「二級港湾潜水技士」の有資格者を配置する
		一評価	0.00点	0.00点	上記以外の場合

別紙-2-3

「地域貢献等」に関する評価基準

災害協定(港湾関係に限る)等に基づく活動実績 [必須項目]
【港湾土木工事、港湾等しゅんせつ工事、港湾等鋼構造物工事の場合】

評価内容	評価段階	評価基準		
		評価	施工能力評価型 (I型・II型)	評価項目
九州地方整備局管内における国又は地方公共団体と港湾関係(港湾海岸含む、漁港は除く)の災害協定を締結している(所属する団体が協定を締結している場合を含む)ことを前提とし、前年度または当該年度の活動実績又は訓練実績	4段階	A評価	2.00点	当該港の所在する地域(県単位以下)での協定を締結し、活動実績又は訓練実績あり
		B評価	1.50点	当該港の所在する地域(県単位以下)を含む広域での協定を締結し、活動実績又は訓練実績あり
		C評価	1.00点	当該港の所在する地域(県単位以下)での協定、又は当該港の所在する地域(県単位以下)を含む広域での協定を締結している
		一評価	0.00点	協定を締結していない

災害協定等に基づく活動実績 [必須項目]
【港湾土木工事、港湾等しゅんせつ工事、港湾等鋼構造物工事以外の場合】

評価内容	評価段階	評価基準		
		評価	施工能力評価型 (I型・II型)	評価項目
九州地方整備局管内における国又は地方公共団体と災害協定を締結している(所属する団体が協定を締結している場合を含む)ことを前提とし、前年度及び当該年度の活動実績又は訓練実績	4段階	A評価	2.00点	当該港(当該空港)の所在する地域(県単位以下)での協定を締結し、活動実績又は訓練実績あり
		B評価	1.50点	当該港(当該空港)の所在する地域(県単位以下)を含む広域での協定を締結し、活動実績又は訓練実績あり
		C評価	1.00点	当該港(当該空港)の所在する地域(県単位以下)での協定、又は当該港(当該空港)の所在する地域(県単位以下)を含む広域での協定を締結している
		一評価	0.00点	協定を締結していない

近隣地域内工事の実績 [オプション項目]

評価内容	評価段階	評価基準		
		評価	施工能力評価型 (I型・II型)	評価項目
国又は地方公共団体発注による、同港(港湾海岸含む、漁港は除く)、又は、同空港における平成21年度以降の元請けとして完成・引渡しが完了した施工実績(CORINS登録工事に限る)	3段階	A評価	2.00点	同港(同空港)での施工実績あり
		B評価	1.00点	その他の県内港湾(その他の管内空港)での施工実績あり
		一評価	0.00点	施工実績なし

別紙-2-3

工事の確実かつ円滑な実施体制としての拠点 [オプション項目]				
評価内容	評価段階	評価基準		
		評価	施工能力評価型 (I型・II型)	評価項目
指定する地域内(原則として、当該港(空港)の所在する市町村)における、建設業法に定める本店(社)の有無	2段階	A評価	2.00点	本店(社)あり
		一評価	0.00点	本店(社)なし

ボランティア活動(港湾関係に限る)による地域貢献の実績 [オプション項目] 【港湾土木工事、港湾等しゅんせつ工事、港湾等鋼構造物工事の場合】				
評価内容	評価段階	評価基準		
		評価	施工能力評価型 (I型・II型)	評価項目
平成21年度以降において、指定する地域内(原則として、当該港(空港)の所在する県内)における、港湾関係(港湾海岸含む、漁港は除く)のボランティア活動の実績(行政機関、自治会、NPO等からの表彰状又は感謝状)	3段階	A評価	2.00点	行政機関からの表彰状又は感謝状の実績あり
		B評価	1.00点	自治会、NPO等(但し、自らが構成員となる建設業関係のNPO等を除く)からの表彰状又は感謝状の実績あり
		一評価	0.00点	実績なし

ボランティア活動による地域貢献の実績 [オプション項目] 【港湾土木工事、港湾等しゅんせつ工事、港湾等鋼構造物工事以外の場合】				
評価内容	評価段階	評価基準		
		評価	施工能力評価型 (I型・II型)	評価項目
平成21年度以降において、指定する地域内(原則として、当該港(空港)の所在する県内)における、ボランティア活動の実績(行政機関、自治会、NPO等からの表彰状又は感謝状)	3段階	A評価	2.00点	行政機関からの表彰状又は感謝状の実績あり
		B評価	1.00点	自治会、NPO等(但し、自らが構成員となる建設業関係のNPO等を除く)からの表彰状又は感謝状の実績あり
		一評価	0.00点	実績なし

災害時に活用できる作業船の自社保有状況 [オプション項目]				
評価内容	評価段階	評価基準		
		評価	施工能力評価型 (I型・II型)	評価項目
地域における災害発生時の復旧・復興に活用できる作業船の自社又は共同保有状況(リース保有及び傭船は除く。他社へ貸し出している場合は可。) ※主作業船とは、浚渫船、揚土船、起重機船(クレーン付台船含む)、杭打船、ミキサー船、ケーソン製作用台船、地盤改良船を対象とする。 ※その他主作業船以外とは、揚錨船、引船・押船、交通船、ガット船(ガットバージ含む)、土運船、台船を対象とする。 ※企業の施工能力「使用作業船の保有形態及び環境性能達成状況の評価」で設定した作業船は除く。	3段階	A評価	2.00点	主作業船の自社又は共同保有あり
		B評価	1.00点	その他主作業船以外の自社又は共同保有あり
		一評価	0.00点	自社又は共同保有なし

別紙-2-3

継続的な技術者保有に基づく信頼度 [オプション項目]				
評価内容	評価段階	評価基準		
		評価	施工能力評価型 (I型・II型)	評価項目
10年以上保有する1級土木施工管理技士等の資格保有者数の状況 (但し、資格保有期間は10年未満でも構わない)	3段階	A評価	2.00点	10年以上雇用する1級土木施工管理技士等の資格保有者数が5名以上の場合 ※評価対象資格:「1級土木施工管理技士」、「1級建設機械施工技士」、「技術士(建設部門又は総合監理部門)」
		B評価	1.00点	10年以上雇用する1級土木施工管理技士等の資格保有者数が2名以上の場合
		一評価	0.00点	10年以上雇用する1級土木施工管理技士等の資格保有者数が2名未満の場合

継続的な営業に基づく信頼度 [オプション項目]				
評価内容	評価段階	評価基準		
		評価	施工能力評価型 (I型・II型)	評価項目
本社(本店)の営業年数の継続状況	3段階	A評価	2.00点	営業年数が30年以上継続している場合
		B評価	1.00点	営業年数が15年以上継続している場合
		一評価	0.00点	営業年数が15年未満の場合

参考資料 2

競争参加資格確認通知書(施工能力評価型(I型))[施工計画重視型]

平成 年 月 日

競争参加資格確認通知書

企業名称 株式会社〇〇〇〇建設
氏名 〇〇 〇〇 殿

支出負担担当官
九州地方整備局副局長
〇〇 〇〇

先に申請のあった下記の調達案件に係わる競争参加資格について、下記の通り確認したので、通知します。

記

公告日	平成 年 月 日
調達案件名称	〇〇〇〇〇〇〇〇〇工事
入札開始日時	平成 年 月 日 時 分
入札書提出締切日時	平成 年 月 日 時 分
内訳書開封予定日時	平成 年 月 日 時 分
開札予定日時	平成 年 月 日 時 分
競争参加資格の有無	有(無)
	理由又は条件 この工事は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事であるため、契約に当たり分別解体等の方法、解体工事に要する費用、再資源化等をするための施設の名称及び所在地、再資源化等に要する費用を契約書に記載する必要があることから、設計図書等に記載された処理方法及び処分場所等を参考に積算した上で入札すること。また、分別解体等の方法等を契約書に記載するために、落札者は落札決定後に発注者と協議を行うこととする。
	<p>施工計画に基づく入札の可否</p> <p>可否の詳細については、下記を参照すること。</p> <p>記</p> <p><凡例> ○:「加算点を付与する(実施義務有り)」 -:「加算点を付与しない(実施義務なし)」 ×:「加算点を付与しない(実施不可)」</p> <p>【1. 評価テーマ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇について ○:(提案1)□□□について -:(提案2)△△△について ×:(提案3)◇◇◇について <p>{該当する評価項目を設定した場合のみ 以下を記述}</p> <p>【2. 契約締結後、履行確認を行う評価項目】</p> <p>(企業の施工能力)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇(提案のとおり評価) <p>(配置予定技術者の能力)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇(提案のとおり評価)

なお、競争参加資格がないと通知された方は、当職に対して競争参加資格がないと認めた理由について説明を求めることができます。この説明を求める場合は、平成〇年〇月〇日までに経理調達課へその旨を記載した書面を提出してください。

参考資料 4

入札時提案書(技術提案評価型(WTO含む))

※技術提案が適正と認められた場合

提案書

工事名 ○○○○工事

総合評価項目に係る提案（※加算点を付与する対象となるもの）は、以下のとおり

評価項目	性能・機能	
評価テーマ	番号	提案（見出し）
○○を精度よく施工するための工夫	①	△△について
	②	◇◇について
	③	□□について

評価項目	特別な安全対策	
評価テーマ	番号	提案（見出し）
○○施工時の安全対策	①	△△について
	②	◇◇について
	③	□□について

※【加算点を付与する対象とならない提案で、実施義務が無いものを施工しない場合】

上記記載以外については、設計図書に基づき施工します。

※【加算点を付与する対象とならない提案で、実施義務が無いものを施工する場合】

上記記載以外については、加算点を付与する対象とならず実施義務が無い提案及び設計図書に基づき施工します。

入札説明書を承諾の上、入札します。

平成 年 月 日

住 所
商号又は名称
代表者氏名

印

支出負担行為担当官

九州地方整備局副局長 殿

参考資料 5

入札時提案書(技術提案評価型(WTO含む))

※標準案を提出した場合

提 案 書

「〇〇〇〇工事」に係る性能・機能及び特別な安全対策は施工計画（標準案）のとおりである。

平成 年 月 日

住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

支出負担行為担当官

九州地方整備局副局長 殿

更 新 履 歴

公表年月日	更新内容及び更新箇所	適用年月日
H26.4.1	平成26年度版公表	H26.4.1
H26.6.1	別紙－２－１「企業の施工能力」に関する評価基準の修正 P.23:「工事成績」の評価内容欄 ・工事成績対象年度を「平成21年度～25年度」に修正 別紙－２－２「配置予定技術者の能力」に関する評価基準の修正 P.26:「工事成績」の評価内容欄 ・工事成績対象年度を「平成21年度～25年度」に修正	H26.6.1
H26.10.1	2. 2. 1 技術提案の評価方法 P.8: 本文 ・「技術提案の補足事項等を別資料として提出することは不可」を追記 ・提案における評価事例を修正 2. 3. 1 施工計画の評価方法 P.12: 本文 ・「施工計画の補足事項等を別資料として提出することは不可」を追記 ・提案における評価事例を修正 別紙－１ 評価しない技術提案(オーバースペックを含む)一覧表 P.21: 番号2 ・「評価しない提案内容」欄を修正 P.21: 番号11 ・「備考」欄を追記 P.23: 番号55 ・追加、以降の番号を修正 別紙－２－２ 「配置予定技術者の能力」に関する評価基準 P.27: 表彰(優秀技術者)[必須項目] ・「評価内容」欄に追記	H26.10.1